

2017年度の組合定期大会は、7月29日(土)午後開催されます。現在、執行委員会ではその議案を審議中です。また、6月16日(金)には大学との団体交渉を以下の2案件について行いますので以下のとおりご報告します。なお、大学からは看護職員の二交替制について提案がある予定です。(和田)

2017年 5月31日

広島大学長
越智 光夫 殿

広島大学教職員組合
執行委員長 吉田 将之
附属学校園諸問題検討委員会 難波 博孝

団体交渉の要求事項

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。
さて、6月16日予定の団体交渉事項について、詳細を以下のとおり申し入れます。
記

1. 附属学校園の人事異動に関して

本件は3月17日の団体交渉の継続です。以下の内容を求めますので、団体交渉時にご回答ください。また、現在、附属学校園では最低限の人員で運営をしております。非常勤講師は各学校園に割り当ての総枠予算から懸命な努力を行い、他を削ってでも人件費として捻出し雇用をしています。非常勤講師は必須であり、彼らのおかげで実習等の多くの業務が運営されておりますことを申し添えておきます。

- (1) 異動によって生じた個人の出費に関し直ちに調査を行い、実費を支給するよう要求します。
この春においては、本人への異動の決定報告が3月半ば以降だったと報告があります。突然の人事異動の告知により発生した実質的な個人負担に関して、既に契約を継続し4月分家賃を振込済である場合や、新たな住居の確保が間に合わずホテル住まいになる等、報告があがっております。異動までの準備期間が1週間とわずかという状況によって生じた個人の出費に対して実費を支給するよう要求します。
- (2) 継続的個人負担について、至急、実費保障を求めます。
本件は2016年3月16日の三原地区での意見聴取の場においても、三原地区事業場の組合代表が改善を意見しましたが、改善されないまま該当人員が多くなってきております。家庭の事情等で住居は移せず、異動または研修先までを新幹線通勤または高速道路使用の通勤をしている者が複数います。翠〜福山の場合は、通勤手当の上限を超える約月額3万円は個人支出になっています。大学方針である人事交流の学内異動、及び研修に従事することで、多額の自己負担を継続的に強いられるのは不当です。至急、実費保障を求めます。
- (3) 支部長等組合役員の本人の、希望に基づかない一方的な異動は今後認めることはできません。
労働組合の結成・運営や団体交渉など労働者の集団的活動を阻害する使用者の行為は「不当労働行為」です。今後、支部長等組合役員の一時的な異動が行われた時はこれは不当労働行為とみなします

2. 雇用契約の上限に関する要求について

3月8日団体交渉の継続になりますので、検討状況をご報告ください。また、平成25年3月31日以前の採用の者で5年の上限がっている者のデータの提示及び説明をお願いします。

以上

なお、1 ページの「1. 附属学校園の人事異動に関して」は以下の質問状も同日に提出しております。質問内容の背景には、教員が自らの置かれた状況を十分把握できていないまま、異動を行っている実態があります。

1. ここ3年間（2015年度、2016年度、2017年度）における、附属間交流人事の状況を年度別に人数を示してください。また、異動か研修の別も表記してください。研修の場合は予定研修期間も記載ください。なお、2017年度については現在までの状況で構いません。
例）2015年度 翠→三原（異動1名、研修1名：期間2年予定）
2. 研修の場合について質問です。
根拠規定は何でしょうか。また、該当者と大学は研修目標、計画等（期間を含む）を明示した書面等を交わしていますか。
3. 異動の場合について質問です。
大学は該当者へ労働条件通知書等の書面での通知を行いましたか。行われた場合は、記載内容等のサンプルをお示しください。
4. 手当の支給状況について
該当者への赴任のための手当「旅費」、および「広域人事交流手当」の支給状況をお示しください。また、その他の該当手当があればその支給状況もお示しください。上記1.のご回答の横あたりに支給状況を記載して下さっても構いません。

次の「広島大学名誉教授称号授与規則の改正について」は、組合は3月17日の団体交渉事案であり継続交渉と捉えておりましたが、大学は「団体交渉の案件ではなく、意見をいただきただけだ。」と主張し5月1日改正を行おうとしましたので、委員長、書記長と人事部長、サービスGL他とで話し合いを5月18日に行いましたが平行線で終わりました。その後以下の通知を受領しましたので、ご報告します。

平成29年6月1日

広島大学教職員組合執行委員長
吉田 将之 様

広島大学理事（財務・総務担当）
片山 純一

広島大学名誉教授称号授与規則の改正について

標記のことにつきまして、5月18日に貴組合に対して「広島大学名誉教授称号授与規則」の改正経緯を説明し、改めてご意見をお伺いしました。その後いただいた意見を踏まえ、改正内容の検討を行いました。今回の見直しの趣旨に鑑み、4月25日開催の役員会付議の改正内容のとおり、同規則を改正することとなりましたのでお知らせいたします。

（見直しの趣旨）

① 他大学の称号を授与される方の取扱い

現行では、本学の教授として7年以上勤務し、教育上又は学術上の功績があった者など一定の条件に該当した方について、選考により名誉教授の称号を授与しておりますが、本学退職後も、本学からその栄誉を特に与えられたことを、より強く自負していただくとともに、本学の名誉教授として活躍いただきたく、学術上の功績が顕著な方を除き、他大学の称号を既に授与されている方及び他大学の称号の授与資格を有している方については、本学の称号は授与しないこととします。

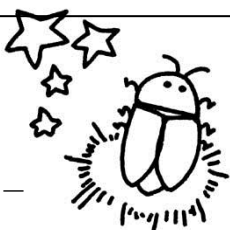
② 本学を退職した教員の選考時期の取扱い

現行では、名誉教授の選考は、本学を退職する時期に行うこととしていますが、大学教員の定年を65歳としているため、定年年齢に併せて65歳年度に名誉教授の選考を行うこととしました。ただし、選択定年制も導入しているため、当該制度を適用し退職する方については、退職する年度に選考を行うこととします。

③ 名誉教授の称号授与の取扱い

本学の名誉教授の称号を授与される方には、本学からその栄誉を特に与えられたことを、より強く自負していただきたく、称号記授与式に出席していただき、当該授与式で交付することにより授与することとします。

なお、出席できない特段の事情がある場合は、この限りではありません。



有期雇用のみな様へ

契約更新期間が3年の方においては無期転換権が発生した方が増えています。以下の条件に満たす方は、無期転換できますので、希望される方は、所属部署に申込をしましょう。(大学は事務の都合上2017年10月からの受付を希望していますが、申込を拒否するものではありません。申込書は以下を参照ください。「いろは」⇒規則・コンプライアンス⇒その他要項等⇒無期雇用契約転換の申込手続きに関する取扱要項)

(説明) 厚生労働省ホームページより「労働契約法の改正のポイント」

●改正労働契約法で加わった3つの新ルール

I 無期労働契約への転換(第18条)

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。

II 「雇止め法理」の法定化(第19条)

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

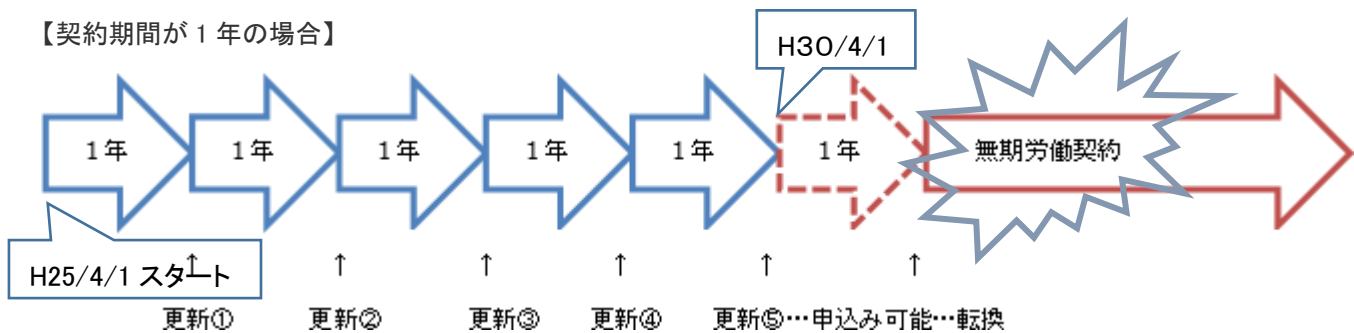
III 不合理な労働条件の禁止(第20条)

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

●無期労働契約への転換とは

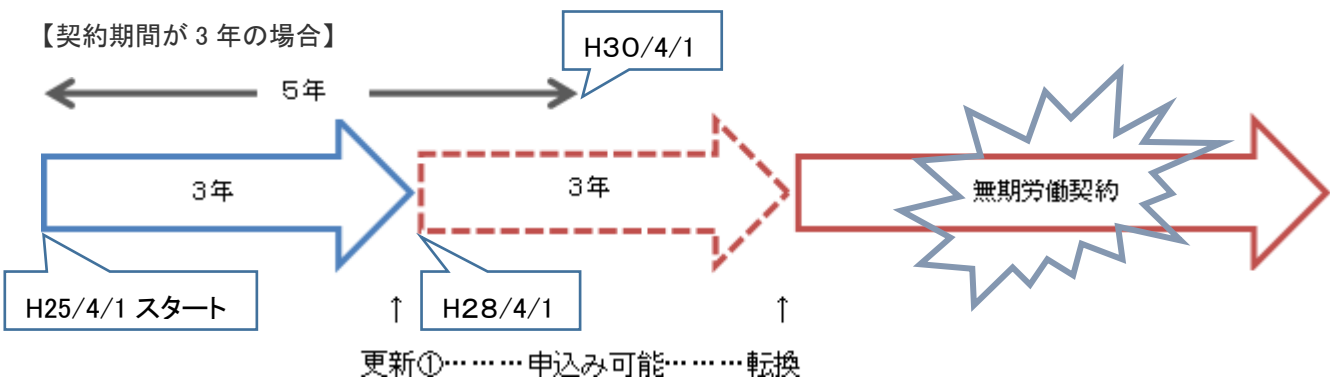
無期転換の申込みができる場合 (2013年(平成25年)4月1日以降開始の契約が対象)

【契約期間が1年の場合】



*1年契約の場合は、5回目の更新が成立した時点で、労働者は無期転換を申し込むことができる。

【契約期間が3年の場合】



第19条

有期労働契約であって次の各号のいずれかに該当するものの契約期間が満了する日までの間に労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該契約期間の満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であって、使用者が当該申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなす。

一 当該有期労働契約が過去に反復して更新されたことがあるものであって、その契約期間の満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了させることが、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に解雇の意思表示をすることにより当該期間の定めのない労働契約を終了させることと社会通念上同視できると認められること。

二 当該労働者において当該有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があるものと認められること。

2016 年度決算報告

6月2日、6月7日と蟬川会計士の監査を受け、これから監査委員の監査を受ける段階のものです。以下ご報告します。

注) いずれの会計の収支計算書の「差異」欄も、日本公認会計士協会の「労働組会计基準」に基づき、「予算額」－「決算額」を表示しています。したがって、プラス表示の場合は決算額が予算額より少なく、マイナス表示の場合は決算額が予算額より多いこととなります。

(一般会計) 収 支 計 算 書 2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備 考(主な使途)
I. 収入の部				
1. 組合費収入	(12,563,000)	(12,719,200)	(△156,200)	
組合費収入	12,563,000	12,719,200	△156,200	
2. 雑収入	(83,000)	(101,266)	(△18,266)	
雑収入	83,000	101,266	△18,266	特約店会費、くみあい通信広告挟み込み料他
3. 特別会計繰入金収入	(910,000)	(953,893)	(△43,893)	
労働金庫特別会計繰入金収入	660,000	660,000	0	労働金庫特別会計の収益振替
商品幹旋事業特別会計繰入金収入	250,000	250,000	0	商品幹旋事業特別会計の収益振替
商品幹旋事業特別会計勘定収入	0	43,893	△43,893	商品会計分を一般口座で入金受け(次年度口座移動)
4. 当年度末預り金等収入	(170,000)	(756,982)	(△586,982)	
支部預り金収入	0	241,040	△241,040	年度末残高(洗い替え処理)
社会保険料・所得税預り金	0	119,083	△119,083	年度末残高(洗い替え処理)
未払金収入	0	224,703	△224,703	加入促進費と支部預り金の未払い分(洗い替え処理)
退職金積立預金未払金収入	170,000	172,156	△2,156	退職給付引当金に対する退職積立預金の不足額(次年度支払い)
5. 前年度繰越金	8,373,070	8,373,070	0	
収入合計	22,099,070	22,904,411	△805,341	
II. 支出の部				
1. 人件費	(13,163,000)	(13,288,542)	(△125,542)	
給与諸手当	11,172,000	11,444,092	△272,092	専従役員3名の給与諸手当
退職給付費用	170,000	172,156	△2,156	専従職員1名の退職給付費用発生額
厚生費	1,821,000	1,672,294	148,706	健康保険・厚生年金・労働保険料等の事業主負担分等
2. 事務局費	(1,786,000)	(1,720,115)	(65,885)	
通 信 費	253,000	238,207	14,793	電話、郵便・宅配便送料、NTT回線使用料他
消 耗 品 費	50,000	50,953	△953	事務用品、消耗品
備 品 費	50,000	15,924	34,076	パソコン周辺機器、配達用キャリーボックス他
図 書 費	65,000	44,040	20,960	書籍代、新聞・定期購読資料代
印刷刊行費	683,000	674,229	8,771	大会議案書・輪転機等保守料・用紙・インク代他
雑 費	685,000	696,762	△11,762	公認会計士・弁護士顧問料、振込手数料、残高証明書他
3. 会議費	(243,460)	(193,975)	(49,485)	
大 会 費	62,780	39,617	23,163	交通費・飲料他
支部連絡会議費	91,680	61,072	30,608	弁当・サンドイッチ、飲料
執行委員会費	89,000	93,286	△4,286	弁当代、交通費
4. 事業費	(477,900)	(449,601)	(28,299)	
専 門 部 費	127,500	156,283	△28,783	四役会議・団交等の交通費、会議・懇談会の弁当等
組織強化費	310,400	269,748	40,652	支部活動援助金、加入促進費、新勧グッズ
行動費	40,000	23,570	16,430	中四国教職員研究集会(山口大学)
5. 特別会計繰入金支出	(61,013)	(61,013)	(-)	
商品幹旋事業特別会計勘定支出	61,013	61,013	0	
6. 特定預金支出	174,661	180,661	△6,000	
退職金積立預金支出	(174,661)	(174,661)	(-)	退職金積立預金への入金
事務局支部特定預金支出	0	6,000	△6,000	事務局支部特定預金への入金
7. 前年度末預り金等支出	0	575,523	△575,523	
支部預り金支出	0	235,070	△235,070	洗い替え処理
社会保険料・所得税預り金	0	130,453	△130,453	洗い替え処理
未払金支出	0	210,000	△210,000	洗い替え処理
支出合計	15,906,034	16,469,430	△563,396	
次年度繰越金	6,193,036	6,434,981	△241,945	

挟み込みチラシ4種の案内です。
組合員特価になっております。ご利用ください。

1. 「家庭用常備薬の幹旋について」
2. 「丸大の夏ギフト」
3. 「伊藤ハムの夏ギフト」
4. 「全労済の住まい共済」なお、共済のパンフは6/12×切り表示にしておりますが過ぎてても受けいたします。



発行 広島大学教職員組合 (東広島事務所 本部)
東広島市鏡山 1-7-2 (広大西口 西エネルギーセンター内)
内線 (東広島 84) 5390 …東広島以外からは 84 をつけて
おかけください。

TEL/FAX 082-422-7556

メール union@hiroshima-u.ac.jp

ホームページ http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/